

静中発第 8093 号
令和 8 年 8 月 20 日

会員組合 各位

静岡県中小企業団体中央会
会 長 山 崎 亨
〔 公 印 省 略 〕

令和 8 年熊本地震に係る「義援金」のお願い

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知の通り、本年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」は甚大な被害を及ぼしており、今後さらに拡大することが推察されます。

そこで、このたび全国中小企業団体中央会が中心となり、被災された熊本県下の組合並びに中小企業の方々を支援するため、下記要領にて「義援金」を募らせていただくこととしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、多くの会員組合の皆様からの善意を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 義援金の額 1 口 10,000 円（1 口以上）

2. 義援金振込手続

（1）別紙「引受書」に必要事項をご記入の上、中央会まで FAX もしくはメールにて送信いただき、義援金を下記口座にお振込みください。

【FAX】054-255-0673 【メール】gienkin@siz-sba.or.jp

（2）お振込み確認後、後日「預かり証」を送付いたします。

【振込口座】

商工組合中央金庫 静岡支店 普通預金 1009842 静岡県中小企業団体中央会
--

静岡銀行 本店営業部 普通預金 261714 静岡県中小企業団体中央会 指導部
--

※いずれかの口座にお振込みください。なお、振込手数料は、貴組合にてご負担くださいますようお願いいたします。

（裏面に続く）

3. お振込み締切 令和8年9月18日（金）

※ 静岡県中央会で取りまとめた後、全国中央会に期限（9月30日（水））までに納入します。

4. 留意事項

本義援金につきましては、熊本県中央会並びに熊本県中央会を経由して被災組合及び中小企業を支援するために募集を行うことから、拠出された義援金は税法上の「**一般の寄附金**」の扱いとなります。

そのため、一定額を超える金額につきましては損金算入の対象となりませんことを申し添えます。

損金算入限度額＝

〔(期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額) × 当期の月数を12で割った数 × 1,000分の2.5 + 所得の金額 × 100分の2.5〕 × 4分の1

5. 本件に関するお問合せ先

静岡県中小企業団体中央会 総務部 三宅・堀井
TEL 054-254-1511 FAX 054-255-0673

以上